

業界団体との意見交換会（令和2年度東京都入札監視委員会第1回制度部会（業界団体との意見交換会）） 委員からの意見・質問事項及び回答

No.	委員	意見・質問	回答
1	堀田部会長	設計変更、契約変更等の実態について、都ガイドラインの運用に課題があれば伺いたい。	<p>(東京建設業協会)</p> <p>会員からの声としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に協議書を提出しても最終的に設計変更してもらえない場合がある。 ・変更に伴う金額や書類の提示が遅い。 ・金額算出に当たり、現場の施工難易度等が十分に考慮されず、現場状況や実態に合った査定がなされていない。 ・適正な契約金額の変更をはじめ、変更手続きや書類の簡素化が必要。 <p>など、現場担当者レベルでの運用上の課題を理由とするものが多く挙がっております。</p> <p>(東京都中小建設業協会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ガイドラインに沿ってすべての変更について協議していただきたい。職員間で差異があると感じております。 2. 設計変更は工期の少なくとも1ヶ月程度前に金額及び数量を決定していただきたい。 3. 設計変更での必要書類が非常に多く、少ない増額であれば、諦めざるを得ない雰囲気があると感じている。逆に減額については、簡単に進められると感じている。 4. 事前に協議書を出しても最終的には、全て変更してもらえない。 5. 変更手続きを更に簡素化していただきたい。 6. 変更金額の算出にあたり、新工種については受注者から見積を取っていただきたい。 7. 契約制度について、現行の制度ではなく総価契約単価合意方式を採用していただきたい。
2	堀田部会長	ICTの活用については初期費用の支援もさることながら、導入後も継続してICT施工を実施できる環境整備が必要かと考えます。この観点から、現状に課題があれば伺いたい。	<p>(東京建設業協会)</p> <p>導入後も継続してICT施工を実施できる環境整備としては1.ICT活用工事の適用案件の増加、2.ICT施工を熟知した技術者の確保、の2点が必要かと思えます。</p> <p>1は、ICT活用工事を単発ではなく、できる限り続けて受注できるような環境になれば、ICT建機類の購入（リース）を躊躇し、2は、発注者も含めてICT施工を熟知した人材（技術者）がいないと、ICT施工の活用が可能な現場であっても取組に消極的になってしまう側面があります。これらのことから、官民連携した人材教育の場を設けるとともに、小規模工事でも活用できるよう、ICT活用工事の対象条件を見直し、できる限り多く発注していただきたいと思えます。</p> <p>また、中小建設業者もICT施工を活用できるよう、情報プラットフォームやデータベースなど、DXに係るインフラの整備・構築を進めていただければと思います。</p>
3	堀田部会長	都が挙げた「工事関係書類の削減・簡素化が可能な工事関係書類」以外に、受注者の観点から更なる削減・簡素化が可能と考えられる工事関係書類があれば伺いたい。	<p>(東京建設業協会)</p> <p>会員からの意見としては、1.材料承諾願、2.施工体制関係の電子化などが挙がっております。</p> <p>その他、書類のファイル形式をExcelとして、マクロを活用して同じ項目が自動設定されるよう設定してもらえると、書類作成の負担軽減につながるとの声もあります。</p> <p>さらに、工事検査時の検査用書類の作成を減少させるため、検査書類限定モデル工事を実施、検証し、受注者の負担軽減につなげていただきたいと思えます。</p> <p>(東京都中小建設業協会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東京都は書類の簡素化と言っているが、簡素化可能な書類を具体的に上げているにも拘らず簡素化していないと感じております。 2. 受注者からの立場では多くの書類が削減できると考えているが、発注者側は、自分の立場を守るために必要と思っているので、発注者の意識を変えなければ削減は出来ない。 3. 施工体制台帳の建設業許可書及び保険関係・注文請書など。なぜなら、元請では建設業の許可が無ければ指名参加が出来ない為。また、保険関係は、許可申請時に社会保険・厚生年金等は加入条件になっているので必要ないとする。 4. JIS規格品工場で製作、製造している材料・骨材の試験表の提出。 5. 検査書類での土工、仮設等の出来型数量以外の数量計算書等。 6. 建設系廃棄物マニフェスト等の伝票関係の写し。 7. 施行計画書に始まり、各種計画書及び承諾書等に至る、比較的要領の大きいものについてメールでの提出をできるようにしていただきたい。 <p>(東京電業協会)</p> <p>今後削減・簡素化が可能な工事関係書類については、現在調査中であります。</p> <p>工事関係書類については、発注者の運用指針やその書類が必要であるとの考えの上で求められており、書類の更なる削減・簡素化については、発注者側の運用指針の整理が必要であると考えています。</p> <p>書類の削減・簡素化は、現場従事者の負担軽減に繋がる大変重要な取組みであり、ただ単に書類の削減や統合をすることだけではなく、情報共有システム等の活用により、書類作成・保管・共有（提出）の省力化が可能となり、事務負担が大幅に削減されることが期待されます。</p> <p>書類の削減・簡素化と合わせ、全庁的な工事関係書類の省力化についてもご検討をいただければと考えております。</p>
4	斉藤委員	都では、工事関係書類の削減・簡素化に向け、令和3年2月に「削減・簡素化が可能な工事関係書類」を選定している。この選定をふまえ、今後業界として、「削減・簡素化が可能」であるとして、さらに追加して具体的な書類を提案する準備はあるかを伺いたい。	<p>(東京建設業協会)</p> <p>NO. 3の回答と同じ</p> <p>(東京都中小建設業協会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 必要項目穴埋め形式での書類作成など、受注者の書類の負担が減るよう検討をお願いしたい。特にバックデータを含む根拠書類について、必要以上に提出を求められていると感じる。 2. 業界としては多くの書類削減が可能であるとするが、NO. 3の回答で述べたように発注者側の意識改革をしていただかなければ実現が難しいと感じている。また、書類の削減・簡素化については、業界関係者を交えて受発注者両方で検討させていただきたい。 <p>(東京電業協会)</p> <p>NO. 3の回答と同じ</p>

業界団体との意見交換会（令和２年度東京都入札監視委員会第１回制度部会（業界団体との意見交換会）） 委員からの意見・質問事項及び回答

No.	委員	意見・質問	回答
5	斉藤委員	<p>令和2年に都が行った総合評価方式に関する制度改革に対し、どのように評価しているかを伺いたい。</p>	<p>(東京建設業協会) 提案議題Ⅱ(2)でも記載のとおり、新制度の「基準価格」の算定式は従来の低入札価格調査制度における「調査基準価格」と同じものとなっており、「基準価格」を下回った場合でも落札の可能性が高く、低価格での入札を許容しているように見受けられます。協会としては、従前より低入札価格調査制度の厳格な運用の継続と求めており、今後も入札参加者の技術力を十分に評価するとともに、新制度の基準価格の算定式の見直しなどを実施し、低入札の排除を徹底していただきたいと思ひます。</p> <p>(東京都中小建設業協会) 1. 総合評価方式の制度はとても良いが、都の試行している総合評価方式は、地場業者に対するインセンティブが低すぎると感じている。 2. 工事成績で高得点を取る為には、現場の完成度ではなく発注者の意向に沿った、過度な書類作成をする必要があるのが実状。 3. 工事成績について職員間での差異が大きすぎる。 4. 新制度の総合評価方式における基準価格の算定方式は、従来の低入札価格調査制度における調査基準価格とほぼ同じである。基準価格を下回っても配点がよければ落札が可能となり、低価格での受注を許容していると考える。</p> <p>(東京電業協会) 総合評価方式の価格点に関する制度改革について、まだ評価できる状態ではないと考えます。令和3年3月2日現在で、電気設備工事で開札が行われた適用案件は3件であり、今後の適用案件開札状況を考察し、価格点の設定（傾斜の見直し）や、配点比率や配点項目、極端に低い落札率が無いかな等について、検証していきたいと考えております。</p> <p>また、東京都においても、入札結果から制度改革後の問題点等を検証いただき、その結果や制度改革の評価について公表をお願いいたします。</p> <p>(東京都電設協会) 技術点が高い入札者であっても、入札価格が失格基準価格を少しでも下回れば失格となる現状を改定するという趣旨は理解しています。事業者によって評価は様々であり、入札方式が総合評価方式一辺倒にならずにそのバランスも考慮いただきたい。</p> <p>(東京空調衛生工業会) 技術力の評価と、ダンピング対策とのバランスが取れていると評価しております。</p>
6	斉藤委員	<p>建設関連業界の健全な維持・発展は、発注者にとっても重要な関心事であろうと考える。担い手確保・育成に向け、業界として最近どのように取り組んでいるのか、具体的な施策を伺いたい。</p>	<p>(東京建設業協会) 将来の担い手確保・育成に向けては、技能労働者の賃金アップをはじめ、総労働時間の短縮などの処遇改善や、学校や生徒への建設業の魅力PRなど、官民が連携して取り組んでいくことが必要です。そのような中で、建設業界で現在、技能労働者の処遇改善と、事業者の生産性向上に資する建設キャリアアップシステム（CCUS）の普及促進に取り組んでおります。CCUSについて行政サービスのデジタル化と連携し、労務管理・安全管理等への利活用や書類削減など、利便性の向上に資するため、業界のインフラとして普及・定着することが重要であると考えておりますが、本システムの普及促進には、発注者である東京都のご理解とご協力が不可欠なことから、提案議題Ⅲ（5）に記載のとおり、入札契約制度等でのインセンティブ付与、現場運用に係る経費の一部負担など必要な措置を講じられるよう、予算を確保していただきたいと思ひます。</p> <p>(東京都中小建設業協会) 担い手確保として、日本工学院専門学校、中央工学校のご協力の下、年に一度会員企業による合同企業説明会を行っております。また、入職後の育成について、年に2回（4月・9月）の新入社員研修を行っております。</p> <p>令和2年度は助成金事業に参加し、中小建設業界のイメージアップを図る業界PR動画の作成・PRイベントの開催、働き方改革を支援するための個別コンサルティング、女性活躍・若年者の定着支援のための取組み、資格取得支援の取組みなどを行いました。</p> <p>(東京電業協会) 担い手確保への取組として、学生に業界への理解を深めていただけるよう、理系大学生を対象に現場見学会の実施や、会員企業が合同で業界での仕事内容等を説明するフォーラムを開催するとともに、新たな取組として「企業情報紹介パンフレット」や「企業紹介動画」を作成しWeb上で公開する等、業界PR活動を展開しています。</p> <p>また、担い手育成への取組として、電気工事士技能競技大会の開催や、CAD講習会、技術講習会等、キャリア（経験年数）や知識に応じた各種講習を開催し、電気工事の基礎知識から現場管理、資格受験に必要な知識の習得に向けたキャリアアップ講習等も実施する等、人材育成に取り組んでいます。</p> <p>(東京都電設協会) 東京都職業能力開発センターでの講習会の開催や各公共施設に機関誌等の配布。また、同業他団体の主催する第二種電気工事技能試験の準備のための講習会に協賛、電気工事技能向上のための技能競技大会や各種講習会に協賛・協力等を行っております。</p> <p>(東京空調衛生工業会) 具体的な取組みとしては、工業高校に対する、「出前講座」「現場見学会」「インターンシップ」の実施。中小会員企業に対する「新入社員教育」、入社3年以内の会員企業社員に対する離職防止のための「フォローアップ教育」、技能者の技術レベルアップにつなげる「技能者レベルランク認定制度」等を行っております。</p>
7	斉藤委員	<p>いくつかの特別区では公契約条例が制定され、最近では杉並区がこれに続いている。この条例に対してどのように評価しているのかを伺いたい。</p>	<p>(東京建設業協会) 技能労働者の賃金水準の確保は将来の担い手確保・育成にとって重要事項のひとつです。</p> <p>一方で、建設工事は総価請負契約が前提となっていることから、公契約条例の適用工事に従事する全ての労働者に対して、設計労務単価に発注者が設定した割合（90%程度で設定）を乗じて得た金額（賃金下限額）以上の支払を義務付けるのであれば、元請け業者の観点からすると、最低制限価格等（の割合）を引き上げ、受注者が適正な利益を確保しつつ、適正な労務費を支払えるようにすべきと考えます（現状は元請業者に負担を強いるものとなっています）。</p> <p>(東京都中小建設業協会) 1. 技能労働者の賃金確保は将来の担い手確保・育成にとって、重要事項のひとつだと考えます。ただし、公契約条例は各職種で作業内容も違うため、単純な作業と技能を要する作業とそうでない作業を同列で扱うのは問題です。また、個人の能力差を考慮しなければならず、建設工事のように請負契約の下での公契約条例は適していないと思ひます。 2. 公契約条例適用工事において、90%以上の割合での賃金確保を義務付けるのであれば、最低制限価格の割合は95%以上でなければ、受注者が適切な利益を確保する事が出来ないと考えます。 3. 建設業で働いている作業員等の賃金体制自体の見直しが必要であると考えます。</p> <p>(東京電業協会) 公契約条例については、現場作業に従事する労働者に適正な賃金が支払われることにより、労働条件の改善につながる取組であるといわれております。</p> <p>一方、賃金や労働条件は、各企業において最低賃金法や労働基準法などを基に、対等な労使間での交渉により自主的に決定されるものであります。品確法においても、受注者の責務として、賃金を含む労働条件の改善について努めなければならないと規定されており、事業者は適正な労働環境の確保・整備を図っているところです。</p> <p>また、公契約条例適用案件では、元請企業と下請企業間で締結する請負契約について、公契約条例上の設定労働報酬による制約がありますが、本来契約内容について発注者が直接関与することはできません。これは、契約自由の原則にある「契約内容決定の自由」に反するとの見解もあります。</p> <p>こうしたことから、公契約条例が制定された各区の運用状況を見ながら、今後判断していきたいと考えています。</p> <p>(東京都電設協会) 当協会では公契約条例について、条例の導入は新たな業務増に伴いコストが上がる懸念がある。また賃金が下限額に準じてしまうのではという労働者側の懸念がある。建設業従事者の労働賃金は人手不足から上昇傾向にある（東京都）中で現状必要なのかという意見多数。以上のような意見が協会で話し合われております。</p> <p>(東京空調衛生工業会) 業務に従事する労働者に対し、就労環境の整備推進を行っていることは、良いと理解しています。</p>

業界団体との意見交換会（令和２年度東京都入札監視委員会第１回制度部会（業界団体との意見交換会）） 委員からの意見・質問事項及び回答

No.	委員	意見・質問	回答																												
8	斉藤委員	地域要件の設定や予定価格の公表時期に関する都の運用は、おおむね妥当と考える。今後もこの運用を維持し、社会環境に応じて適宜制度改正を行いながら、より競争性の高い入札を実現していただきたい。	(東京都) 現行制度を安定的に運用しつつ、業界団体との意見交換やデータ検証等を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による社会情勢の変化など、入札契約制度を取り巻く状況を見定めながら、より良い制度の構築を図っていきます。																												
9	原澤委員	入札契約制度改革の本格実施後２年が経過し、予定価格の公表時期やJV結成義務については、立場による賛否があるものの、制度としては、概して良好であると考えております。 財務局におきましては、引き続き、業界団体の意見を参考にしつつ、適切な入札制度の維持にご尽力をお願い致します。																													
10	仲田委員	入札契約制度改革本格実施後の状況について 予定価格の事後公表関連について、財務局契約においては、落札率９９％以上の件数割合が４割低下し効果が出てきているが、１者応札がまだ高いレベルにある、落札率９９％以上は１０％強と高いレベルにある。 各局契約においては、引き続き悪化しているが、どのような要因があると考えているか伺いたい。 また応札行動で辞退、不参が増加している理由を伺いたい。	(東京都) 近年、建設業界では技術者不足が大きな課題となっています。昨年度、都内の民間を含めた建設投資額が依然として高い水準にある中で、都発注工事における辞退理由の多くが「配置予定技術者の配置が困難」であったことは、それを裏付けていると考えます。 特に、各局契約は、技術者の数が相対的に少ない中小企業が入札参加者の多くを占める小規模案件を主としており、技術者不足の影響を色濃く受けていることが推察されます。 都としては、建設業の将来の担い手確保に向けて、施工時期等の平準化、週休２日や若手育成のモデル工事など、建設労働者の働き方改革に資する取組を進めています。																												
11	仲田委員	入札契約制度改革本格実施後の状況について JV結成義務の撤廃関連について、混合入札希望者数が「改革前」の２．５倍、混合入札中小企業の受注金額ベースでの比率上昇は好ましい結果だ。 技術者育成モデルJVの希望者が多くなる様努力して欲しい。	(東京都) 同モデル工事においては、JV内での技術者育成の取組に対して工事成績評定を加点評価するインセンティブを設けているほか、発注時には案件を広く周知するよう努めています。さらに令和元年度には、より入札に参加しやすくなるよう技術者の配置要件を緩和する見直しを行っており、着実に入札参加者が増加していると認識しています。 引き続き、同モデル工事への入札参加者の確保に努めていきます。																												
12	仲田委員	入札契約制度改革本格実施後の状況について 都内における建設投資の推移について、平成２８年から３０年にかけての増加傾向が止まったように見られるが、その要因、今後の予想について伺いたい。	(東京都) 東京２０２０大会の開催が決定した平成２５年度より、大会関連施設の整備や大会を契機とした再開発事業などにより、建設投資が上昇し続け、令和元年度には高止まりしたものと推測されます。 今後の都における工事の発注については、新型コロナウイルス感染症の収束が不透明である現段階においてトレンドを示すことは困難ですが、必要性や優先度を見極めた上で、着実に実施していくものと考えています。一方、民間発注については、一般社団法人建設経済研究所が公表している今後の建設投資の見通しによると、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度比で減少すると予測されています。																												
13	仲田委員	「平準化」活動についての進捗を伺いたい。	(東京都) 平準化に関する取組については、工事、設計等委託ともに、その状況を評価するための指標を定めています。工事では、現場の稼働状況に着目し、「閑散期にあたる４月から６月の平均稼働件数と年度の平均稼働件数の比率」である平準化率を指標としています。また、設計等委託については、履行期限が年度末に集中していることに着目し、「２月から３月に履行期限を迎える件数の割合」を指標としています。 これら指標について、令和３年度を目標年度とした数値目標を業種ごとに設定しており、昨年度の実績値は以下のとおりです。 《工事》 <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種</th> <th colspan="2">平準化率</th> <th rowspan="2">業種</th> <th colspan="2">２～３月に履行期限を迎える件数割合</th> </tr> <tr> <th>目標 (R3年度)</th> <th>実績 (R1年度)</th> <th>目標 (R3年度)</th> <th>実績 (R1年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築</td> <td>0.90以上</td> <td>0.80</td> <td>設計</td> <td>40%以下</td> <td>49%</td> </tr> <tr> <td>土木</td> <td>0.90以上</td> <td>0.85</td> <td>測量</td> <td>40%以下</td> <td>47%</td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>0.80以上</td> <td>0.81</td> <td>地質調査</td> <td>35%以下</td> <td>41%</td> </tr> </tbody> </table> 引き続き、目標達成に向け、庁内連絡会において各局の取組状況や課題を共有するとともに、これまで実施してきた債務負担行為の積極的な活用に加え、今後は繰越明許費の効果的な活用を図ることとしています。	業種	平準化率		業種	２～３月に履行期限を迎える件数割合		目標 (R3年度)	実績 (R1年度)	目標 (R3年度)	実績 (R1年度)	建築	0.90以上	0.80	設計	40%以下	49%	土木	0.90以上	0.85	測量	40%以下	47%	設備	0.80以上	0.81	地質調査	35%以下	41%
業種	平準化率				業種	２～３月に履行期限を迎える件数割合																									
	目標 (R3年度)	実績 (R1年度)	目標 (R3年度)	実績 (R1年度)																											
建築	0.90以上	0.80	設計	40%以下	49%																										
土木	0.90以上	0.85	測量	40%以下	47%																										
設備	0.80以上	0.81	地質調査	35%以下	41%																										
14	原澤委員	東京電業協会及び東京空調衛生工業会から、施工時期の平準化に関する要望がありました。 これについては、令和元年品確法改正、そして、それに伴う「発注関係事務の運用に関する指針」改正において、繰越明許費の適切な活用、債務負担行為の積極的な活用により施工時期の平準化に取り組むことが、発注者の責務として明記されました（品確法第７条第１項第５号）。 東京都建設局においては、令和２年度の債務負担行為の活用率が50％を超え、稼働件数の平準化率は0.9を超える予定です。 財務局におきましても、引き続き、繰越明許費、債務負担行為の活用により、平準化への取組をお願い致します。	(東京都) 平準化に関する取組については、工事、設計等委託ともに、その状況を評価するための指標を定めています。工事では、現場の稼働状況に着目し、「閑散期にあたる４月から６月の平均稼働件数と年度の平均稼働件数の比率」である平準化率を指標としています。また、設計等委託については、履行期限が年度末に集中していることに着目し、「２月から３月に履行期限を迎える件数の割合」を指標としています。 これら指標について、令和３年度を目標年度とした数値目標を業種ごとに設定しており、昨年度の実績値は以下のとおりです。 《工事》 <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種</th> <th colspan="2">平準化率</th> <th rowspan="2">業種</th> <th colspan="2">２～３月に履行期限を迎える件数割合</th> </tr> <tr> <th>目標 (R3年度)</th> <th>実績 (R1年度)</th> <th>目標 (R3年度)</th> <th>実績 (R1年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築</td> <td>0.90以上</td> <td>0.80</td> <td>設計</td> <td>40%以下</td> <td>49%</td> </tr> <tr> <td>土木</td> <td>0.90以上</td> <td>0.85</td> <td>測量</td> <td>40%以下</td> <td>47%</td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>0.80以上</td> <td>0.81</td> <td>地質調査</td> <td>35%以下</td> <td>41%</td> </tr> </tbody> </table> 引き続き、目標達成に向け、庁内連絡会において各局の取組状況や課題を共有するとともに、これまで実施してきた債務負担行為の積極的な活用に加え、今後は繰越明許費の効果的な活用を図ることとしています。	業種	平準化率		業種	２～３月に履行期限を迎える件数割合		目標 (R3年度)	実績 (R1年度)	目標 (R3年度)	実績 (R1年度)	建築	0.90以上	0.80	設計	40%以下	49%	土木	0.90以上	0.85	測量	40%以下	47%	設備	0.80以上	0.81	地質調査	35%以下	41%
業種	平準化率		業種		２～３月に履行期限を迎える件数割合																										
	目標 (R3年度)	実績 (R1年度)		目標 (R3年度)	実績 (R1年度)																										
建築	0.90以上	0.80	設計	40%以下	49%																										
土木	0.90以上	0.85	測量	40%以下	47%																										
設備	0.80以上	0.81	地質調査	35%以下	41%																										

業界団体との意見交換会（令和２年度東京都入札監視委員会第１回制度部会（業界団体との意見交換会）） 委員からの意見・質問事項及び回答

No.	委員	意見・質問	回答
15	仲田委員	直接意見交換ができないことは残念です。各団体には今後リモート会議ができる体制を整えていただきたい。	(東京都) 次年度以降の意見交換会の開催方法については、各団体とも連携し、リモートを含めて検討します。
16	仲田委員	このコロナ禍での工事の需給環境や人材の確保について、どの様に認識されているのか伺いたい。	(東京建設業協会) 長引く感染症の影響により、都内の自治体では財政悪化の懸念が深まっており、来年度予算では用地取得費の削減、公共施設の整備延期が発表されています。また、民間企業では設備投資計画が半減するなど、都内の建設業を取り巻く環境は非常に厳しくなっており、会員から売上・受注ともに減少しているとの声が寄せられています。 また、都内の公共・民間工事の発注状況や受注環境の変化を伺うと、「発注の延期・中止が多く、工事発注量が減少している」、「案件毎の競争が激しくなっている」、「落札率が低下し、適正な利益確保が難しくなっている」という声が多数上がっております。 こうしたことが背景にあり、全国的に建設業者の破綻が増え、また大手でも来年度の新卒採用に減少傾向が出てきているなど、業界全体で厳しい経営環境にある中、来年度の景気動向や国内工事量によって、倒産・廃業の増加や採用数の削減など、今後の事業継続・人材確保にも少なからず影響が出てくるものと考えております。 (東京都中小建設業協会) コロナ禍における都内の自治体は、財政悪化の懸念もあり、公共工事費は、来年度以降の予算削減が発表されています。また、民間工事も、公共工事と同じく予算が削減されており、都内中小建設業者を取り巻く環境は非常に厳しくなっております。更には、工事発注量の減少によって受注確保の競争の激化し落札率が低下することから、適正な利潤確保が難しくなり経営環境も厳しくなると考えております。 (東京電業協会) コロナ禍における工事の需給状況ですが、電気設備工事業では平均的に手持ち工事量は一定の水準を確保できているものの、新規受注環境はかなり厳しい状況となっています。 公共工事では、当初計画案件の発注延期等も見受けられますが、当初の予定発注量より微減で推移している程度で落ち着いている感があります。一方民間工事は、設備投資が大幅に減少し計画の中止が多く出ている状況です。 建設業全体の受注環境は、今後さらに厳しい状況になると懸念しています。 人材の確保については、採用予定者数は例年と変わりなく設定し、大手企業では採用者を確保できるとの見通しもありますが、中小企業においては人材の確保が厳しい状況にあります。 (東京都電設協会) 公共工事については、次年度予算前年比約1割減でコロナ禍において経済の下支えの役割を担ったものと理解していますが、民間工事は未定が多く事業者は不安を感じております。人材の確保は建設業全体の喫緊の課題で、特に、配線作業等を行うのに国家資格が要求される電気工事業界では、政府が打ち出している外国人労働者の受入拡大政策も効果は限定的です。教育を含めた社会制度の再構築など、極めて長期的な視野に立ってこの問題に取り組む必要があります。 (東京空調衛生工業会) 現時点ではさほど影響を受けていないが、社会環境の変化により今後は、従前の考え方とはかなり異なっており、民間発注者の投資動向の先行きなど不透明感が現れ、建築工事量の減少は避けられないと考えております。技術者の確保に関しては、企業経営の先行きなどを考慮しながらも現状ではほぼ確保できております。
17	仲田委員	都との意見交換（特に実務レベル）の機会はコロナ禍でも十分確保されているか伺いたい。	(東京建設業協会) 財務局をはじめ、建設局、住宅政策本部などと、対面、書面、オンラインなど様々な開催方式により、例年並みに意見交換の機会を設けていただくとともに、必要に応じて、業界団体へ直接お越しいただき、ヒアリングなどを実施されるなど、コロナ禍においても建設業者の声に耳を傾けていただく機会を十分に確保いただいております。感謝申し上げます。 感染症の影響により、オンラインでの打合せが一般的になりつつある中で、今後は、オンラインによる受発注者の意見交換がより一層増えていくことを期待しております。 (東京都中小建設業協会) 財務局・建設局など対面、書面、オンラインなど様々な方式で意見交換会を開催していただいております。コロナ禍においても、協会の声を聞いていただき感謝申し上げます。ただ、書面やオンラインでは細かい説明が出来ないと感じるため、少人数による対面式での開催を希望します。 (東京電業協会) コロナ禍にあっても、当協会と東京都財務局とで連絡を取り合い、情報交換や情報提供も随時行っております。 (東京都電設協会) やはり意見交換会が開かれない状況でリモートで開催もしていただいているが、十分確保されているとは言えません。 (東京空調衛生工業会) 実施方法などで一部変更を行いながら、確保しております。
18	仲田委員	工事現場の新型コロナウイルス感染症対策の支援については協会と都が意思疎通を密にして具体的に解決されることを望みます。 また、積算基準が実態と異なるとの指摘が多くあるとの事。協会と都の認識ギャップをなくす様努めていただきたい。	(東京都) 都発注工事における新型コロナウイルス感染防止対策については、「東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン」に基づき、引き続き適切に対応していきます。 都発注工事における予定価格については、引き続き、適時適切な単価改正や国の動向も踏まえた基準改正により、実態に即した積算となるよう取り組んでいきます。 今後とも、協会や受注者の意見を聴きながら、適切な対応や取組を進めていきます。
19	仲田委員	働き方改革の推進の一環として書類の簡素化の要望があったが、実施状況をキッチリfollowしPDCAを回してゆくことが重要と思います。	(東京都) 工事関係書類の削減・簡素化については、今後、庁内連絡会等を通じ、各局における関連基準類の改定状況について共有していきます。

業界団体との意見交換会（令和２年度東京都入札監視委員会第１回制度部会（業界団体との意見交換会）） 委員からの意見・質問事項及び回答

No.	委員	意見・質問	回答
20	原澤委員	<p>東京建設業協会から、「地域防災担い手確保型」総合評価方式を採用して欲しいとの意見がありました。</p> <p>これについては、令和元年品確法改正に伴う「発注関係事務の運用に関する指針」改正において、発注者は、総合評価落札方式における施工能力の評価にあたり、災害時の施工体制や活動実績も評価対象とするよう努めることが明記されました。</p> <p>そして、東京都建設局では、災害時の維持工事を担ってくれる業者が少ないという現状の問題点に対処するため、維持工事のインセンティブを上げるべく、施工能力審査型の総合評価方式について、従来行ってきた過去の工事成績評価点を重視するスタイルから、単価契約工事又は緊急施行工事の実績点や災害協定等の締結の有無を重視するスタイル、すなわち地域防災担い手確保型に変更する検討をしています。今後、総合評価方式を採用する主目的である工事の品質確保が、これら評価項目の変更により損なわれる可能性がないかについて検討を行い、最終的に地域防災担い手確保型の採否を決定する予定です。</p> <p>財務局におきましても、引き続き、他自治体及び他局における運用状況をみながら、地域防災担い手確保型の採否についてご検討をお願い致します。</p>	<p>(東京都)</p> <p>総合評価方式の評価項目として、災害時の活動実績などといった社会的要請への取組を評価する際、本来の制度趣旨である品質確保に適うよう、価格や技術力との配点のバランスに十分配慮することが重要であると考えています。</p> <p>地域防災担い手確保型の総合評価方式については、評価項目のうち、社会的要請への取組への配点を大きくするものであることから、制度趣旨である品質確保の観点を踏まえつつ検討する必要があるものと認識しています。</p> <p>引き続き、建設局の検討状況や国及び他自治体の運用状況等を注視していきます。</p>
21	原澤委員	<p>令和元年品確法改正、そして、それに伴う「発注関係事務の運用に関する指針」改正において、施工時期の平準化を図るための施策として、繰越明許費・債務負担行為の活用以外に、「他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表」も発注者の責務として明記されました（品確法第7条第1項第5号）。</p> <p>財務局におきましては、他局と連携して、中長期的な発注の見通しの公表に向けた取組みをお願い致します。</p>	<p>(東京都)</p> <p>中長期的な発注見通しについては、発注規模や発注業種などを公表することにより、事業者にとって技術者等の配置を計画的に行い、受注計画を立てるにあたっての重要な情報になり得る面があると認識しております。</p> <p>しかし、一方で、数年先の発注見通しについては、関係機関協議や地元調整などにより変更されることも多く、公表することで事業者の混乱を招くことも懸念されます。</p> <p>国は、中長期的な発注見通しとして、プロジェクト単位の事業概要を公表することとしていますが、技術者等の配置計画を立てるにあたっての有効な情報となり得るかどうかを検証する必要があると考えています。</p> <p>引き続き、国や他自治体の状況に注視しつつ、業界団体等の意見も踏まえ、公表範囲の検討等を行ってまいります。</p>
22	原澤委員	<p>全団体から週休2日制に関する意見があり、週休2日制実現に向けて強い懸念を持っていることが伺えました。</p> <p>週休2日制を実現するためには、適切な工期及び予定価格の設定が不可避ですが、人材確保及び生産性確保も極めて重要となります。そのためには、業界団体には、若手の育成、女性の活用、ICTの活用にも積極的に取り組んで頂き、必要により、都の支援をお願いしたいと思います。</p>	<p>(東京建設業協会)</p> <p>委員のご意見のとおり、発注者による適切な工期及び予定価格の設定なくして週休2日を実現することは非常に難しく、東京都の支援が不可欠です。</p> <p>一方、業界では、将来の担い手確保に向けて、各建設業者はできる限り精力的に取り組むとともに、当協会においても昨年11月、団体として初めて中期運営計画を取りまとめ、会員企業における若手の育成、女性活躍、ICT活用を積極的に支援していくこととしております。</p> <p>これらの取組を推進していくには、東京都が率先してけん引していただくことが不可欠であると認識しておりますので、今後もぜひ業界の取組に対してご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>(東京都中小建設業協会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 発注者による適切な工期と予算配分の設定は週休2日制を実現するのに必要不可欠と考えております。 都中建では、財務局の要望書にも記載した通り、建設業の週休2日制と書類の削減は建設業における働き方改革の一丁目一番地と考えています。これらを実現するには、既存の考え方は難しい為、施工代価の見直し（1日7時間作業の見直し）や、工事検査書類作成期間など様々な提案をしているが中々耳を傾けていただけていないと感じております。 協会では、コンソーシアム委員会・働き方改革及び生産性向上に関する特別検討委員会を通じて若手の育成・女性活躍などを積極的に支援しております。 ICT活用について、都中建ではリモート会議・デジタル小黑板・3次元での工事測量からICT建機による施工を積極的に行っている会員企業もあり、これらの取組を推進していくには、東京都に率先して支援を行って頂くことが必要と考えているため、業界発展のために是非ご理解ご支援を賜りたい。 <p>(東京電業協会)</p> <p>週休2日の取組は、労働条件に直結した問題であり、人材の確保にも大きく影響します。</p> <p>他産業並みの休日を確保し、土日祝日を休日のできる環境が、新規入職希望者を増やす第一歩となる重要な課題です。</p> <p>若手の育成や女性の活用も、まず電気設備工事業界が多くの方に入職希望をしてもらえる魅力ある産業となるよう、東京都の更なるご支援をいただきながら取り組みを加速していきたいと考えております。</p> <p>(東京都電設協会)</p> <p>当協会でも週休二日制実現に関して継続して要望させていただいています。また、当協会主催講習会には会員事業者の若手社員を中心に受講しているところです。女性の活用に関しては昨年各部局と様々な意見交換をさせていただきました。ICTに関しては当協会理事会をオンラインで実施しており、今後も積極的に取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>(東京空調衛生工業会)</p> <p>業界では強力に推進しなければ若手技術者の確保等に重大な影響を及ぼす課題であることは十分に認識しており、発注者の協力を得ながら確実に進めていきたい。</p> <p>(東京都)</p> <p>財務局では、平成28年度から女性活躍モデル工事を、平成29年度から若手育成モデル工事を実施し、令和2年度からは、現場の声を反映して「受注者の希望型女性活躍モデル工事」を実施するなど、建設業の担い手の育成・確保に取り組んでいます。</p> <p>また、東京都発注の建築工事においては、令和2年4月に工事標準仕様書を改定し、ICT活用など生産性向上に有効な工法等について提案できる規定を追加しました。受注者から提案があった場合には、都としても必要な対応を行ってまいります。</p> <p>こうしたことを通じて受注者を支援し、引き続き週休2日の実現に向けた建設業の働き方改革を推進していきます。</p>